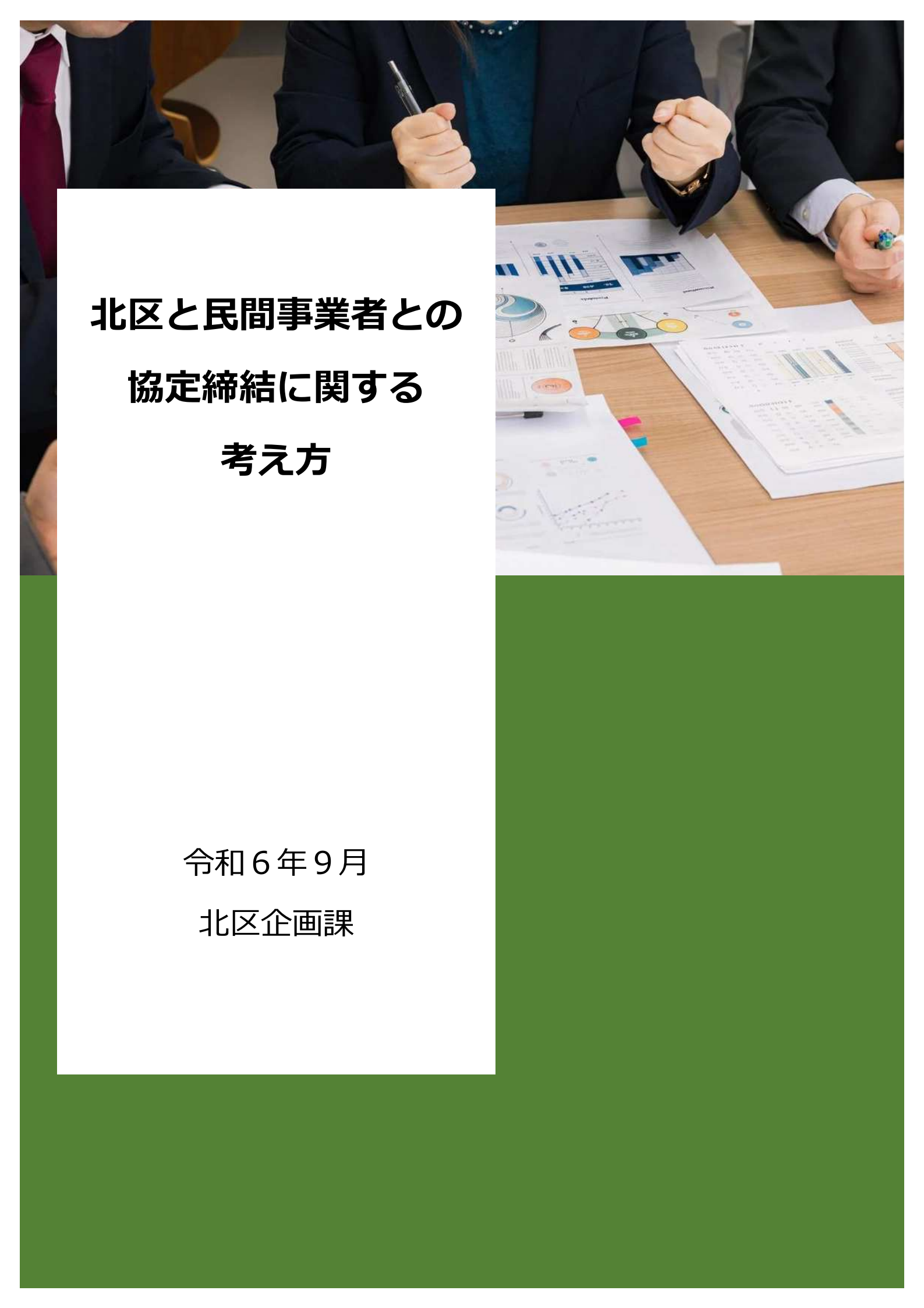


A background image showing a business meeting. Several people in business attire are seated around a wooden table. On the table are various documents, including spreadsheets, bar charts, and pie charts. One person is holding a pen, and another is holding a small object. The scene is brightly lit, suggesting an indoor office environment.

北区と民間事業者との 協定締結に関する 考え方

令和6年9月
北区企画課

はじめに

人口減少やテクノロジーの進化など、社会状況の変化に伴い、区民のライフスタイルや価値観が多様化しています。このため、複雑化する区民ニーズや多岐にわたる社会課題等に対応するため、多様かつ合目的な主体と連携することが不可欠です。

本考え方では、社会・地域課題の解決に対する意欲と実行力のある事業者と本区が手を取り合い、区の抱える様々な行政課題の解決に向けて継続的に連携していくために、事業者との協定締結の考え方や運用方法などを整理しています。

用語の定義

(1) 事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外の団体

(2) 協定事業者

区と協定を締結した（締結する予定を含む。）事業者

(3) 連携事業

事業者が地域課題や行政課題の解決に向けて、区と協働で実施する事業

第1章 個別協定及び包括連携協定に共通する事柄

1 個別協定及び包括連携協定の目的

区が抱える課題解決や施策を推進するために、区及び協定事業者が相互の連携を強化し、地域の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的として締結するものです。

2 個別協定及び包括連携協定の定義

個別協定とは、個別の事業や特定分野の事業を実施するために締結する協定です。

一方、包括連携協定とは、連携事業の実績がある事業者と、区の抱える多様な課題の解決に向けて相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくために締結する協定です。

<表1 個別協定と包括連携協定>

協定の種別	内容	所管課
個別協定	<u>個別の事業や特定分野の事業</u> を実施するために締結する協定	担当課
包括連携協定	<u>多岐にわたる政策分野</u> において包括的に相互協力をしながら、継続的な事業を行うための協定	企画課

3 協定事業者の要件

協定事業者は、次の全てを満たすことを要件とします。

- (1) 社会・地域課題の解決や区民サービスの向上を、区と共通目標として捉え、その目標に向けて、自らの資源を活用し、区と連携していく意欲がある事業者であること。
- (2) 区と協議の上、積極的に連携事業を実施できる事業者であること。
- (3) 次に該当する事業者でないこと。
 - ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮（令和7年6月以降は、拘禁刑とする。）以上の刑に処せられている者がいる団体
 - ② 会社更生法、民事再生法等による手続中である団体
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員若しくは使用人であり、又は実質的に経営に関与している団体
 - ④ 役員等が暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる団体
 - ⑤ 公租公課を滞納している団体
 - ⑥ 本区から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
 - ⑦ 本区の指名停止基準による指名停止を受けている団体
 - ⑧ その他、協定事業者としてふさわしくないと区が判断した団体

4 連携事業の要件

個別協定及び包括連携協定に基づき実施(予定を含む。)する連携事業は、次のいずれにも該当しないことを要件とします。

- ① 事業者の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
- ② 事業者の利益誘導のおそれのある事業
- ③ 法令等で製造、提供等が禁止され、又は法令等に基づく許可等を受けていない役務又は商品を提供する事業
- ④ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- ⑤ 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とする事業
- ⑥ ギャンブルに係る事業（公共的団体が実施するものを除く。）
- ⑦ 人権侵害のおそれがあるもの又はこれに類する事業
- ⑧ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそれらのおそれのある事業
- ⑨ その他連携事業としてふさわしくないと区が判断した事業

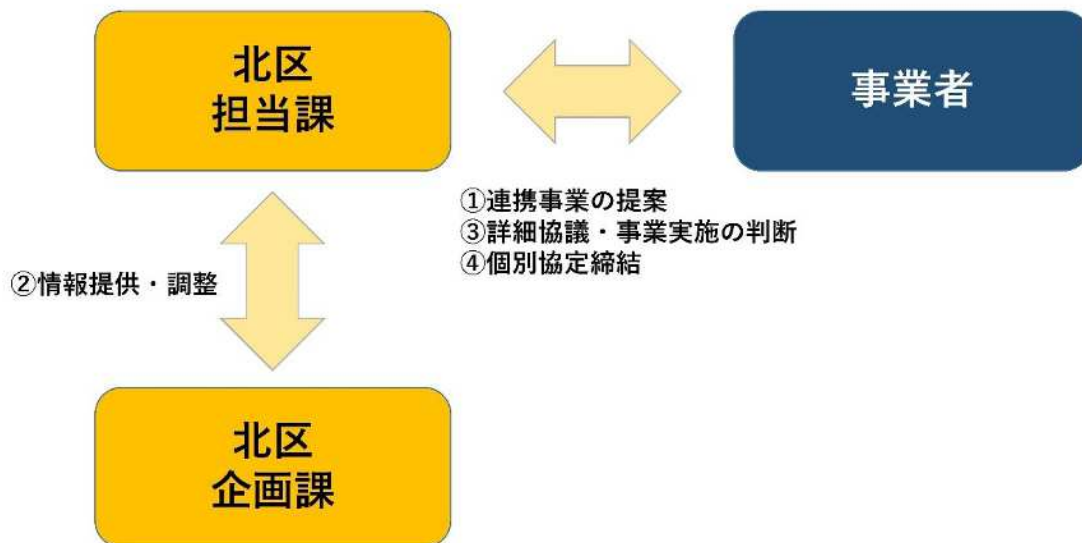
第2章 個別協定に関する事柄

1 個別協定締結の流れ

個別協定を締結する際の一般的な流れは、次のとおりです。

- ① 区（担当課）又は事業者から連携事業の提案を行います。
- ② 区（担当課）と区（企画課）で情報提供・調整を行います
- ③ 区（担当課）と事業者で事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
- ④ 事業実施が可能と判断した場合には、協定書の内容を協議した上で、個別協定を締結します。

<イメージ図>



2 協定の有効期間

事業ごとに協定書で定めます。

3 協定締結の報告

個別協定の締結状況等を把握するため、毎年、企画課が状況調査を行います。

第3章 包括連携協定に関する事柄

1 包括連携協定締結の要件

包括連携協定の締結に当たっては、第1章「3 協定事業者の要件」及び「4 連携事業の要件」に加え、次の事項を満たすことを要件とします。ただし、区長が特に必要があると判断した場合は、この限りではありません。

(1) 次に記載する複数の政策分野において、区が十分に連携事業を実施（予定を含む。）していると判断できること。

- ① 北区政の情報発信やPRに関すること。
- ② 多文化共生に関すること。
- ③ 多様性社会の実現に関すること。
- ④ 防災・危機管理に関すること。
- ⑤ 地域振興に関すること。
- ⑥ 文化・観光に関すること。
- ⑦ 産業振興に関すること。
- ⑧ スポーツ振興に関すること。
- ⑨ 環境に関すること。
- ⑩ 高齢者福祉に関すること。
- ⑪ 障害者福祉に関すること。
- ⑫ 医療・健康に関すること。
- ⑬ 子ども・子育て支援に関すること。
- ⑭ まちづくりに関すること。
- ⑮ 学校教育・生涯学習に関すること。
- ⑯ その他、地域の課題の解決及び活性化並びに区民サービスのより一層の向上に関すること。

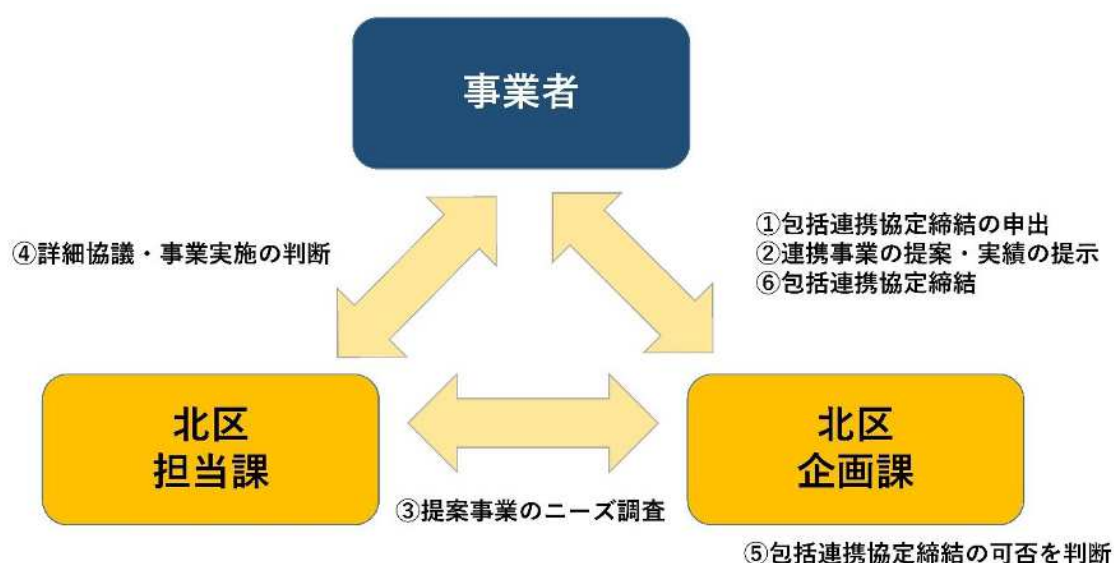
(2) 包括連携協定に基づき実施する事業は、原則として、区に新たな財政負担が生じない事業であること。ただし、区長が特に必要があると判断した場合は、この限りではない。

2 包括連携協定締結の流れ

包括連携協定を締結する際の一般的な流れは、次のとおりです。

- ① 区（企画課）又は事業者から、包括連携協定締結の申入れを行います。
- ② 区（企画課）又は事業者から、包括連携協定締結に基づく連携事業の提案や区との連携事業の実績を示します。
- ③ ②で事業者から連携事業の提案があった場合は、企画課から各担当課に対して、②の提案事業のニーズの調査を行います。
- ④ 実施可能性のある連携事業について、事業者と区（担当課）で事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
- ⑤ 区（企画課）において、④の協議結果や連携事業の実績を踏まえ、包括連携協定締結の可否について判断します。
- ⑥ 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協定書の内容を協議した上で、協定を締結します。

<イメージ図>



※ 包括連携協定の締結に至らなかった場合にも、必要に応じて個別協定を締結するなどして、連携事業を実施することは可能です。

3 包括連携協定の締結後に実施する定例会議等

区（企画課）と協定事業者は、継続して連携事業を実施するため、個別定例会議を開催し、定期的に連携事業の振り返り等を行う機会を設けます。

また、連携事業の実施に当たり、複数の協定事業者との連携や協力が必要な場合には、別途、横断的な協議の場を設けることがあります。

4 協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、原則として締結の日から3年後の年度末までとし、有効期間満了の日の6か月前までに、区（企画課）又は協定事業者から書面による申出がない場合は、翌年度末までの1年間、当該協定は更新されたものとみなし、以後も同様の取扱いとします。

5 包括連携協定の解除

次のいずれかの条件に合致した場合、区は包括連携協定を解除することができるものとします。

- ① 2年以上連携実績がなく、かつ、将来的にも連携事業を実施する可能性が低いと判断した場合
- ② 包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合

北区と民間事業者との協定締結に関する考え方

令和6年9月策定

刊行物登録番号 6－1－053

編集・発行 東京都北区政策経営部企画課

〒114-8508 東京都北区王子本町1－15－22

電話番号 03－3908－1104（直通）